

ID: 21

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町手数料条例 第2条		
例 規 番 号	平成12年 条例第8号		
<p>【根拠条文】 (手数料を徴収する事項及び金額) 第二条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表のとおりとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日